

# 平成 30 年度地方公営企業関係主要施策

平成 30 年 1 月  
総務省自治財政局

## 1 平成 30 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

### (1) 公営企業繰出金

平成 30 年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を行うため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 5,600 億円程度（前年度の 2 兆 5,256 億円に比べ約 1.4%の増）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 5,800 億円程度（前年度の 1 兆 5,863 億円に比べ約 0.4%の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 5,100 億円程度（対前年度比約 1.6%の増）、病院事業 7,600 億円程度（対前年度比約 3.0%の増）、上水道事業 1,100 億円程度（対前年度比約 16.0%の増）、交通事業 600 億円程度（対前年度比約 16.3%の減）等となっている。

### (2) 地方債計画

#### ① 公営企業債の所要額の確保

平成 30 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

平成 30 年度の地方債計画の総額は 11 兆 6,456 億円で、対前年度比 199 億円、0.2%の増となっており、このうち公営企業債の合計額は 2 兆 5,057 億円で、対前年度比 64 億円、0.3%の減となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 2,298 億円（対前年度比 3.3%の増）、水道事業 5,389 億円（対前年度比 6.9%の増）、病院事業・介護サービス事業 3,822 億円（対前年度比 17.2%の減）、交通事業 1,327 億円（対前年度比

17.6%の減)等となっている。

## ② 公営企業債資金の確保

公営企業債分 2兆 5,057 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,190 億円(対前年度比 60 億円、0.8%の減、構成比 28.7%)、地方公共団体金融機構資金 7,349 億円(対前年度同額、構成比 29.3%)、民間等資金 1兆 518 億円(対前年度比 4 億円、0.0%の減、構成比 42.0%)となっている。

## 2 重要施策の概要

### (1) 政策課題に対する取組等

平成 30 年度の主な取組は以下のとおり。

#### ① 経営戦略の策定推進 【資料 4】

公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、平成 30 年度を期限として地方交付税措置を講じることとしている。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、水道事業における広域化等に係る調査・検討に要する経費について重点化することとしている。

併せて、職員の大量退職等により公営企業の経営面における改革や技術継承等に精通した人材が不足する中で、平成 28 年度より専門的知識・ノウハウを有する外部人材の活用を目的とした「公営企業経営支援人材ネット事業」を開始しており、同事業の活用による経営支援活動に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、前年度に引き続き、経営戦略を策定していることを対象要件に加えることとしている。

#### ② 広域化をはじめとする抜本的な改革の検討推進

##### ア) 水道事業の広域化 【資料 9】

水道事業の広域化等については、「市町村等の水道事業の広域連携に関

する検討体制の構築等について」（平成 28 年 2 月 29 日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長通知）を踏まえ、各都道府県における広域化等の検討体制を活用し、先進的な取組を行っている他の道府県の検討状況を参考にしつつ、できる限り平成 30 年度までを目途に検討し、その結果の公表を要請している。

#### イ) 下水道事業の広域化【資料 10】

下水道事業の広域化等については、平成 30 年 1 月 17 日に「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（総務省自治財政局準公営企業室長等通知）を発出し、平成 30 年度中の可能な限り早期に「広域化・共同化計画」の検討体制を構築し計画策定に着手いただくよう要請している。

#### ③ 公営企業の「見える化」の推進 【資料 5、6】

「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、平成 31 年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むよう要請しており、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。

また、平成 27 年度から上・下水道事業について公表している経営比較分析表について、新たに病院事業、観光施設（休養宿泊施設）事業及び駐車場整備事業を作成・公表分野対象事業とするなど、公営企業の「見える化」を推進していくこととしている。

#### ④ 公立病院改革の推進 【資料 10】

病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月総務省自治財政局長通知）に基づき、新公立病院改革プランを策定し、医療提供体制の改革と連携して更なる経営効率化や再編・ネットワーク化等を推進することとしている。新公立病院改革プランに基づく取組が着実に実施されるよう、再編・ネットワーク化に伴い必要となる施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対し

ても地方交付税措置を講じることとしている。

## (2) 臨時的な対応

### ① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 30 年度水道事業債振替額 1 2 億円

### ② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 30 年度下水道事業債振替額 2 1 0 億円

## 3 平成 30 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

### (1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は 95%）を震災復興特別交付税により措置している。

### (2) 地方債計画

#### ① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支と

はそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 53 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 21 億円となっている。

事業別には、災害復旧事業 9 億円、下水道事業 12 億円となっている。

## ② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 21 億円の資金内訳は、財政融資資金 14 億円、地方公共団体金融機構資金 7 億円となっている。